

大阪府内特定行政庁 各位
指定確認検査機関 各位

大阪府住宅まちづくり部
建築指導室審査指導課長

大阪府建築基準法施行条例のホームページ掲載等の誤りについて(通知)

日頃は、本府建築指導行政にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、大阪府建築基準法施行条例（昭和 46 年大阪府条例第 4 号）につきまして、平成 13 年より大阪府ホームページ（例規集）に掲載しているところですが、今般、下記のとおり、掲載に誤りがあることが判明しましたので、通知いたします。

なお、大阪府内建築行政連絡協議会監修『建築基準法及び同大阪府条例 質疑応答集[改訂 6 版]（Q & A）』（平成 23 年 4 月 15 日発行）においても、同様の誤りがあることを申し添えます。

本件に関しましては、大阪府内建築行政連絡協議会ホームページにもお知らせ文を掲載いたします。

また、大阪府ホームページ（例規集）に関しましては、修正時期が平成 26 年 5 月となりますので、ご注意くださいいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

大阪府例規集 (http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_menu.html)
建築基準法及び同大阪府条例 質疑応答集[改訂 6 版]（Q & A）P. 123

第46条(廊下の幅)

共同住宅、寄宿舍又は下宿における共用の廊下(令第119条の規定の適用を受けるものを除く。)の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。

【誤】下線部

廊下の種別		廊下の配置	両側に居室がある廊下における場合(単位センチメートル)	その他の廊下における場合(単位センチメートル)
共同住宅	住戸又は住室の床面積の合計が50平方メートル以下の階におけるもの		90	90
	住居又は住室の床面積の合計が50平方メートルを超え100平方メートル以下の階におけるもの		120	90
寄宿舍又は下宿	居室の床面積の合計が100平方メートル以下の階におけるもの		90	90
	居室の床面積の合計が100平方メートルを超え <u>300</u> 平方メートル以下の階におけるもの		120	90

【正】下線部

廊下の種別		廊下の配置	両側に居室がある廊下における場合(単位センチメートル)	その他の廊下における場合(単位センチメートル)
共同住宅	住戸又は住室の床面積の合計が50平方メートル以下の階におけるもの		90	90
	住居又は住室の床面積の合計が50平方メートルを超え100平方メートル以下の階におけるもの		120	90
寄宿舍又は下宿	居室の床面積の合計が100平方メートル以下の階におけるもの		90	90
	居室の床面積の合計が100平方メートルを超え <u>200</u> 平方メートル以下の階におけるもの		120	90

問合せ先

大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課指導調整グループ
おうぎた おおば 扇田・大庭
電話：06-6210-9721（直通）